

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会における利益相反(COI)に関する細則

改定前	改定後
<p>第1条(日本輸血・細胞治療学会講演会などにおけるCOI事項の申告) 第1項 会員、非会員の別を問わず発表者は日本輸血・細胞治療学会が主催する講演会(総会、秋季シンポジウム、講演会など)、支部会主催学術講演会などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する企業・法人や営利を目的とした団体との経済的な関係について<b>過去1年間</b>におけるCOI状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。</p>	<p>第1条(日本輸血・細胞治療学会講演会などにおけるCOI事項の申告) 第1項 会員、非会員の別を問わず発表者は日本輸血・細胞治療学会が主催する講演会(総会、秋季シンポジウム、講演会など)、支部会主催学術講演会などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する企業・法人や営利を目的とした団体との経済的な関係について<b>過去3年間</b>におけるCOI状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。</p>
<p>第2条(COI自己申告の基準について) COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。</p> <p>⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究(受託研究費、共同研究費など)に対して<b>支払われた総額が、年間100万円以上とする。</b></p>	<p>第2条(COI自己申告の基準について) COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。</p> <p>⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究(受託研究費、共同研究費など)に対して<b>申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた年間100万円以上とする。</b></p>
<p>第2条(COI自己申告の基準について)</p> <p>⑦企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、一つの企業・組織や団体から、<b>申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。</b></p>	<p>第2条(COI自己申告の基準について)</p> <p>⑦企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、一つの企業・組織や団体から、<b>申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上の場合とする。</b></p>
<p>第4条(役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出) 第1項 日本輸血・細胞治療学会の役員(理事長、理事、監事)、総会長、学術講演会(支部会主催などの講演会)の会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会(情報編集委員会、ガイドライン策定に関わる委員会、倫理・利益相反委員会)の委員、作業部会委員、学会の従業員は、「日本輸血・細胞治療学会における利益相反(COI)に関する指針」のIV. 申告すべき事項について、就任時の<b>前年度1年間</b>におけるCOI状態の有無を所定の様式3にしたがい、新就任時と、就任後は1年ごとに、COI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、日本輸血・細胞治療学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。</p>	<p>第4条(役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出) 第1項 日本輸血・細胞治療学会の役員(理事長、理事、監事)、総会長、学術講演会(支部会主催などの講演会)の会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会(情報編集委員会、ガイドライン策定に関わる委員会、倫理・利益相反委員会)の委員、作業部会委員、学会の従業員は、「日本輸血・細胞治療学会における利益相反(COI)に関する指針」のIV. 申告すべき事項について、就任時の<b>前年度3年間</b>におけるCOI状態の有無を所定の様式3にしたがい、新就任時と、就任後は1年ごとに、COI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、日本輸血・細胞治療学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。<b>なお、過去5年以内に関連する企業あるいは営利を目的とする団体に所属した経歴(時期、企業名、役職など)があれば申告する。</b></p>
<p>第4条(役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出) 第2項 様式3に記載するCOI状態については、「日本輸血・細胞治療学会における利益相反(COI)に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の<b>前年度1年分</b>を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負うものとする。</p>	<p>第4条(役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出) 第2項 様式3に記載するCOI状態については、「日本輸血・細胞治療学会における利益相反(COI)に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の<b>前年度3年分</b>を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負うものとする。</p>